

山陽小野田市LABVプロジェクト 事業構想 (要約版) 1

山陽小野田市LABVプロジェクト 事業構想

令和元年度に実施した「市有地利活用及びエリアマネジメント等に係る官民連携事業可能性調査」において、PPP手法の一つである「LABV(Local Asset Backed Vehicle)」の手法により、商工センター再整備事業及びエリアの複数の事業候補地で連鎖的事業の可能性について定性・定量面で評価を行った結果、LABVプロジェクトの実現可能性が見込まれた。

令和2年度、調査結果を基に、事業者等の意見を踏まえて「山陽小野田市LABVプロジェクト事業構想」を策定した。これは、事業の方向性を関係者に周知することを目的として策定したもので、今後、この構想を踏まえ、実施方針、要求水準書を策定し、事業パートナーの公募を行う。

R1 官民連携事業可能性調査実施

R2 LABVプロジェクト事業構想策定

R3 事業パートナー公募、LABV共同事業体設立

事業構想の基本コンセプト

1 多世代が集う交流・にぎわい拠点

様々な人が行き交う交流拠点として訪れる人にまた来たいと思わせる気持ちいい空間の提供、空間づくりとその日常的な活用(イベント等)を行っていくスペースとして交流広場などの設置を期待する。幅広い世代が気軽に当地に立ち寄り、時間を過ごすことができる空間を創出することにより、主には市民をターゲットとして集客を図るとともににぎわいを醸成していく。

3 地域の産業振興支援や新たな雇用促進を通じて、地域経済活性化を目指す拠点

市内事業所のうち9割以上を占める中小企業の成長が雇用創出につながり、地域の企業で勤務するビジネスマンの生活を豊かにしていく。地域経済の活性化、新たな雇用の場の創出を目指し、小野田商工会議所と連携して既存企業の経営体質の強化に向けた経営指導等を支援するとともに、起業を希望する人への相談・助言対応や情報提供等の支援を行う拠点とする。

4 市有地利活用による利便性の高い生活空間の形成

公共施設の単なる老朽化対策ではなく、まちづくりの観点を重視し、リーディングプロジェクト(対象地:商工センター、山口銀行小野田支店)による多世代交流のにぎわい創出を発端とし、連鎖的事業による市有地の有効活用等を検討する。

2 産官学金連携によるイノベーションが実現する拠点

LABVによる事業展開を行うことで、単なる施設整備に留まらず、市、小野田商工会議所及び山口銀行の連携を活かした連鎖的な取組を行っていく。さらに、市立山口東京理科大学というキラコンテンツを最大限に活かし、産官学金連携の取組を進め、地域住民や学生を含めて世代を超えたコミュニケーションやイノベーションが進むエリアを目指す。



【事業対象地】

- リーディング施設①商工センター 5,484㎡
- リーディング施設②山口銀行小野田支店 1,384㎡
- 中央福祉センター 2,869㎡ ●高砂市有地 4,757㎡

事業対象地の活用方針

事業対象地	活用方針	機能
リーディング施設① (商工センター)	現存する建物は解体し、跡地に複合的な機能を持つ建物を新設する。あわせて利用者や周辺住民が利用できる空間(芝生等)の整備を行う。また市、小野田商工会議所、山口銀行小野田支店の施設再整備に加えて、山口東京理科大学の学生寮の新設も合わせた複合施設を目指す。	①公園通出張所 ②中央福祉センター ③市民活動センター ④地域職業相談室 ⑤交流広場 ⑥小野田商工会議所 ⑦会議室 ⑧山口東京理科大学学生寮 ⑨山口銀行小野田支店 ⑩民間テナント
リーディング施設② (山銀小野田支店)	山口銀行小野田支店がリーディング施設①への移転が完了した後、市、小野田商工会議所、山口東京理科大学、山口銀行等と連携しDXを活用したコワーキングスペースや起業家支援を行うインキュベーション施設、山口東京理科大学の大学連携施設など、リーディングプロジェクトに付随する連携施設としての活用を優先的に検討する。	リーディングプロジェクトに付随する連携施設としての活用を優先的に検討する。
高砂用地	現状更地。事業見通しがついた段階で施設整備を行う。	今後、事業パートナーからの提案を踏まえて検討する。
中央福祉センター	現中央福祉センターにある機能がリーディング施設①への移転が完了した後、既存建物を解体し更地とする予定。隣接する駐車場とともに活用方法を検討する。	



【リーディング施設① イメージパース(対象地:現商工センター)】

山陽小野田市LABVプロジェクト事業構想（要約版） 2

整備手法

LABVプロジェクトの定義

LABVとは、地方自治体などが保有する土地を原資として、共同企業体に対して現物出資を行い、民間事業者等による出資金と合わせてLABV共同事業体を組成する事業手法のことを指す。また、LABV共同事業体は公共部門と民間部門のパートナーシップにおいて、一般的（イギリスの事例）には官民50:50の権限や利益、責任を共有するジョイントベンチャーの形態をとっているという特徴を有している。今回のケースでは権限や利益の割合について、山陽小野田市は土地の出資のみで経営に関与（金銭的支援、人的支援）しない方針であるため、出資比率については50:50にこだわらない。

市の土地現物出資額

商工センター	5,484㎡	112,000千円	（R3.1.1を基準日とした不動産評価額・更地評価）
--------	--------	-----------	----------------------------

高砂用地、中央福祉センターは、LABVの事業パートナーが選定された後に、それぞれの事業用地における事業内容・計画をLABV共同事業体が策定する。LABV共同事業体が市の承認を得た後に山陽小野田市がLABV共同事業体へ当該不動産を現物出資する。

LABV共同事業体の概要

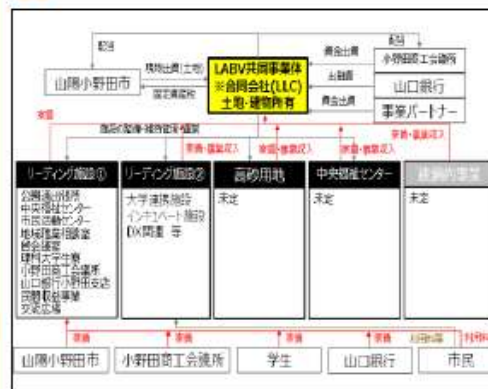
事項	内容
法人形態	「株式会社」あるいは「合同会社」に特に関し、事業パートナーからの提案を踏まえて調整する。
事業の意思決定方法	小野田商工会議所、山口銀行、事業パートナーが連携して事業実施の意思決定を行う。山陽小野田市はLABV共同事業体の経営面には関与しない方針であり、原則として意思決定にも関わらない。
出資比率による調査権	地方自治法上、市の出資比率が「50%以上の団体」の場合は、予算の執行状況を調査し、毎事業年度経営状況について議会報告が必要となる。「25%以上の団体」の場合は、監査委員は監査を行うことができるものとしている。
モニタリング実施方法	事業期間中のモニタリングは、セルフモニタリングに加えて、客観的視点によりLABV共同事業体が策定する事業計画に対する事業進捗等の確認や評価を行う必要があり、金融機関による財務モニタリングや有識者等による第三者評価機関などの設置や運用を検討する。
事業期間	事業パートナーからの提案を踏まえて調整し、維持管理運営開始後30年程度とする。
出資に対する配当	市、小野田商工会議所、山口銀行及び出資をした事業パートナーは、LABV共同事業体の決算時に配当を受け取ることができる。具体的な配当の算出は、出資の際の契約において取り決めるものとする。
事業終了時の扱い	事業終了時の建物については公共機能が存在し、公的サービスが適正かつ継続的に実施される必要があるという観点から、原則継続利用することが望ましい。
事業スキーム（案）	LABV共同事業体は整備した施設への入居団体等からの家賃収入及び事業収入により、施設の整備・維持管理運営を実施する。（現時点での想定スキーム案は右上図のとおり。）

事業パートナーの概要

参加方法	内容
構成企業	LABV共同事業体へ出資を行い経営面に責任を持ち主体的に取組企業
協力企業	LABV共同事業体へ出資は行わないが、施設整備や維持管理・運営等を含む個別業務を遂行する企業

LABVプロジェクトは、単に商工センター単体で整備を検討するだけではなく、エリアのポテンシャルを引き出す面的な活性化に資する取組であり、地域経済の活性化を目指し、コンソーシアム（複数の企業で構成された事業体）の構成に地元事業者が主体的に参画することを期待する。

A



B



LABVによる付加価値のある取組

LABVプロジェクトは、各関係機関機能の導入検討を進めると同時に、産官学金及び市民が一体となり、「多世代が集う交流・にぎわい拠点」「産官学金及び市民の連携によるイノベーションが実現する拠点」「地域の産業振興や新たな雇用促進を通じて、地域経済活性化を目指す拠点」のコンセプト実現によるエリア価値向上を目指すため、大学連携施設、コワーキングスペース、インキュベーション施設、交流スペースといった付加価値のある取組の実現を目指す。

付加価値のある取組概要

【事業パートナーに求める役割】

プロジェクト関係者との調整や必要に応じて意見交換等ができる場を設定するとともに、プロジェクト関係者の意向を踏まえ、事業パートナー及びプロジェクト関係者との連携による相乗効果を生み出す付加価値のある取組を提案・実現するコーディネーターとしての役割を期待する。

【コンセプト】

- ①産官学金及び市民連携による、ビジネスマン、起業家、学生の多世代異業種が活発に交流し、繋がりを持たせ（リンクさせ）、イノベーションを創出（協創）する拠点
- ②DX推進などの最先端技術や体験・実験ができるワクワク感があり、学生と地域企業、地域企業同士などをつなぐ拠点
- ③市が行う市民活動サポートや小野田商工会議所の経営相談、起業・創業支援、山口銀行の融資機能等と連携しながら学生を巻き込んだ拠点

スケジュール

事業構想の策定、公表	令和3年4月
実施方針（案）に関する質問及び個別対話の受付	令和3年4月 ～令和3年5月
事業パートナーの募集要項の公表	令和3年6月
事業パートナーの参加表明書の提出期限	令和3年9月
事業パートナーの企画提案書の提出期限	令和3年11月
事業パートナーの選定及び公表	令和3年12月
LABVに関する共同開発協定の締結	令和3年12月
LABV共同事業体の設立	令和4年1月
LABV共同事業体の事業計画策定 ～リーディングプロジェクト整備（第1期）	令和4年1月 ～令和6年3月
第1期施設の供用開始	令和6年4月
リーディングプロジェクト整備（第2期）	令和6年4月 ～令和7年3月
第2期施設の供用開始	令和7年4月
運営・維持管理期間（30年間の場合）	令和6年4月 ～令和36年3月
事業終了（30年間の場合）	令和36年3月

自治体向けガイドライン【ver1.0】の概要

出典：総務省

- 自治体における制度運用の指針として、自治体の取組事項や留意事項等を記載。
- ※ システム利用規約においてもガイドラインに沿った適切な対応をとることを利用条件として記載。
- モデル事業やシステム開発の進捗に伴うフィードバック等を踏まえ、適宜改訂。

I 制度創設趣旨

- 人口減少下における地域の担い手確保や活性化

II 制度概要

- 別紙参照

III 地方自治体による取組

- 1. 制度への参画とID発行** ○ 総務省への利用申請後、ID発行 ○ 各自治体は、LGWAN回線を通じ管理画面へログイン

2. ベーシック登録段階

STEP 1 自治体紹介ページの作成

STEP 2 登録時アンケートの独自項目作成

STEP 3 地域の情報発信

- ① 発信コンテンツを作成
※ 公平性等を踏まえ適切な内容を発信
- ② 登録者のニーズに応じた情報を発信

STEP 4 担い手活動の募集

- ① 地域を支える様々な主体と連携し、地域課題や担い手のニーズを掘り起し
- ② 担い手活動（※）をプロジェクトとして企画し、募集情報を発信
- ③ 活動名や日付等をシステムに入力し、QRコードを発行。当日会場に備え置き
- ④ QRコードの読取りで実績記録。R8.4～アプリリリースまでの間の実績もリリース時に入力可能

（※）「担い手活動」の考え方

- 人口減少等を背景とした担い手不足への対応であること
- 活動内容や活動時間等に鑑み、公共性や地域貢献が十分に認められるものであること

【想定される事例】

- 例）農業や清掃活動等のボランティア、イベントの企画・運営
- 例）地域の魅力発信、専門的観点からの助言 等

3. プレミアム登録段階

STEP 1 登録要件の設定

- ① 「年3回の担い手活動」が必須要件
- ② 二地域居住推進に向けた「長期滞在者」の要件を設定（任意）

STEP 2 登録（更新）申請への対応

- ① 担い手活動の実績は、システムの記録により自動判定
- ② 必要に応じ、関係書類等を確認

STEP 3 サポート施策の提供

- ① サポート施策を検討し、制度化（予算化）
※ 登録の特典としていわゆる「返礼品」を設けることは禁止
- ② サポート施策の申し込み案内をアプリで発信

IV その他

- 自治体における制度周知等の取組
- 個人情報保護に係る対応
- 民間事業者等との連携

- 【スケジュール】 R8.4～ 担い手活動の実績把握開始
モデル事業参画団体の検討内容の共有
R8.秋 システム利用申請受付開始
R8年度内 制度開始（数週間程度、自治体の準備期間を設定）

ふるさと住民登録制度の基本的な制度設計（案）

別紙

○ 以下の内容をベースに、今後、システム開発やモデル事業の実施を通じて、引き続き検討していく

＜登録先団体＞

- 市区町村・都道府県（自治体の参加は任意）

※市区町村に登録した場合、都道府県にも同時登録される仕組みを基本（直接都道府県への登録も可能）

＜登録の種類＞

① ベーシック登録

- 要件を設けず、自動的に登録可能
- 地域との関係性についてアンケートを実施
- 登録者に対し、各自治体が地域の情報を提供

② プレミアム登録

- 「年3回以上、自治体が指定する担い手活動を実施すること」を必須要件とする
- このうち、二地域居住推進の観点から、一定要件（年間10日以上滞在をベースに自治体が設定）を満たす長期滞在者を登録証に明示可能
- 登録者に対し、円滑な活動を促進する観点から、各種サポート施策を提供
 - 担い手活動を行うためのサポート（交通・宿泊費補助、ワーキングスペース利用料補助 等）
 - 住民に準ずる者として地域生活を営む上でのサポート（公共施設等の住民並み利用、避難先としての受入 等）

※ 登録の特典として、現地に行かなくても物的恩恵が及ぶ、いわゆる「返礼品」を設けることは禁止

＜マイナンバーカードによる本人確認＞

- ベーシック登録：任意。ただし、カード活用により利便性向上。
- プレミアム登録：必須

＜登録可能な自治体の数＞

- ベーシック登録：制限なし
 - プレミアム登録：3団体まで(※)
- ※域内市区町村の登録がある都道府県はカウントしない

＜登録の更新（有効期間）＞

- ベーシック登録：更新不要（ただし一定期間アクセス無い場合は解除）
- プレミアム登録：年1回程度、要件充足を確認の上、更新（システムの判定による自動更新も可）

＜住所地における登録＞

- ベーシック登録は可。統計上、関係人口に含めない

＜未成年者の利用＞

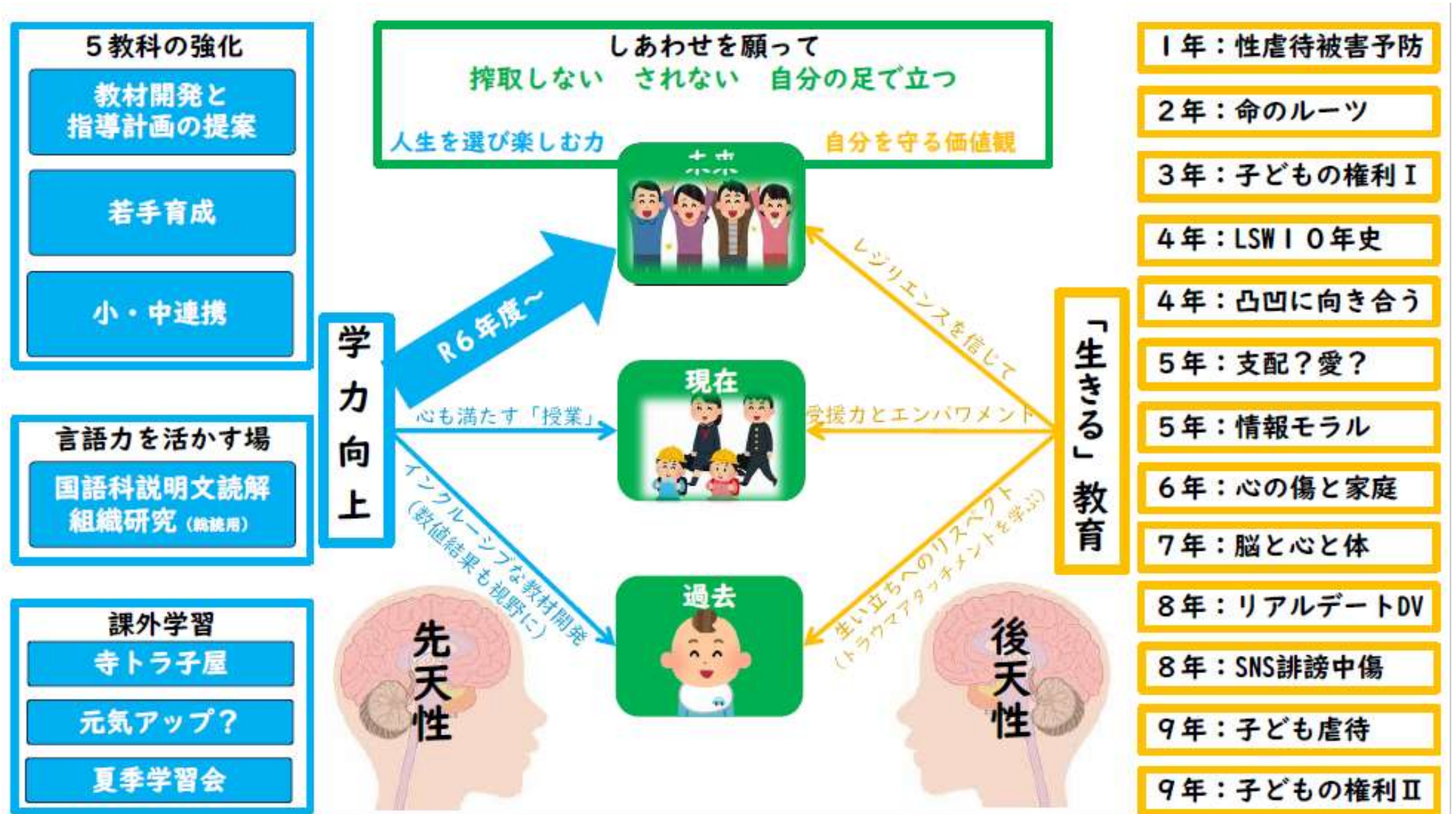
- マイナンバーカードによる本人確認に際し、あわせて保護者の同意を確認

＜その他の機能＞

- 自治体独自でモニターアンケート等を行う機能やオンラインコミュニティルーム、活動履歴記録等の機能を検討

＜システム利用料＞

- 令和9年度までに参加する団体は、一定期間負担を求めない
- 令和10年度以降に参加する団体の負担については、今後検討



【第95号】「生きる教育」その1～思いを言葉で伝える 家庭サポーター 辻 由起子

大阪府子ども

出典:大阪市役所

ページ番号:531081 2026年7月1日

子どもが落ち着いた！学力が上がった！



全国の教育関係者が視察に訪れる小学校が大阪市にあるのをご存知ですか？

注目されているのは生野南小学校で、「生きる教育」と名付けられて平成26年に始まった教育プログラムです。

6年間で暴力が消え、学力が全国平均以上に向上したことで、国もその取り組みを参考にしています。

暴力がなくなる → クラスが落ち着く → 授業に集中できる → 学力が上がる → 保護者も安心

プラスのサイクルができました。

このプログラムのポイントは、心を育てる「国語科教育」と、命や体の大切さを伝える「性教育」の2本柱で行われていることです。

今では大阪市全域で「性・生教育」という名称で取り組まれています。

【第 96 号】「生きる教育」その 2～「性」を学ぶことは「命」を学ぶこと 大 阪府子ども家庭サポーター 辻 由起子

ページ番号:531205 2026 年 7 月 1 日

知ること未来が変わる



前回のコラムで、『子どもが落ち着いた！学力が上がった！』大阪市立生野南小学校の教育プログラムを紹介させていただきました。

ポイントは、心を育てる「国語科教育」と、命や体の大切さを伝える「性教育」の 2 本柱で行われていることです。

前回は「国語科教育」について説明させていただきました。

今回は「性教育」について説明をさせていただきます。

No	条例名	条例名	公布	施行	提案	トピック
1	埼玉県	埼玉県ケアラー支援条例	令和2年3月31日公布	令和2年3月31日施行	議員	
2	北海道栗山町	栗山町ケアラー支援条例	令和3年3月19日公布	令和3年4月1日施行	首長	
3	三重県名張市	名張市ケアラー支援の推進に関する条例	令和3年6月30日公布	令和3年6月30日施行	首長	
4	岡山県総社市	総社市ケアラー支援の推進に関する条例	令和3年9月9日公布	令和3年9月9日施行	首長	
5	茨城県	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	令和3年12月14日公布	令和3年12月14日施行	議員	
6	北海道浦河町	浦河町ケアラー基本条例	令和3年12月14日公布	令和3年12月14日施行	首長	
7	岡山県備前市	備前市ケアラー支援の推進に関する条例	令和3年12月24日公布	令和3年12月24日施行	首長	
8	栃木県那須町	那須町ケアラー支援条例	令和4年3月14日公布	令和4年3月14日施行	議員	
9	北海道	北海道ケアラー支援条例	令和4年3月31日公布	令和4年4月1日施行	首長	
10	埼玉県入間市	入間市ヤングケアラー支援条例	令和4年6月27日公布	令和4年7月1日施行	首長	
11	埼玉県さいたま市	さいたま市ケアラー支援条例	令和4年7月1日公布	令和4年7月1日施行	首長	
12	福島県白河市	白河市ケアラー支援の推進に関する条例	令和4年9月30日公布	令和4年9月30日施行	首長	
13	長崎県	長崎県ケアラー支援条例	令和4年10月14日公布	令和5年4月1日施行	議員	
14	鳥取県	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例	令和4年12月26日公布	令和5年1月1日施行	首長	
15	奈良県大和郡山市	大和郡山市ケアラー支援条例	令和5年2月24日公布	令和5年4月1日施行	議員	
16	栃木県	栃木県ケアラー支援条例	令和5年3月17日公布	令和5年4月1日施行	議員	
17	栃木県鹿沼市	鹿沼市ヤングケアラー支援条例	令和5年3月22日公布	令和5年4月1日施行	首長	
18	埼玉県戸田市	戸田市ケアラー支援条例	令和5年3月31日公布	令和5年4月1日施行	首長	
19	埼玉県上尾市	上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例	令和5年6月27日公布	令和5年7月1日施行	首長	
20	福島県本宮市	本宮市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例	令和5年12月14日公布	令和5年12月14日施行	首長	
21	北海道むかわ町	むかわ町ケアラー支援条例	令和5年12月20日公布	令和6年4月1日施行	首長	
22	福岡県みやこ町	みやこ町ケアラー支援条例	令和5年12月28日公布	令和6年4月1日施行	首長	
23	北海道秩父別町	秩父別町ケアラー基本条例	令和6年3月11日公布	令和6年4月1日施行	首長	
24	北海道恵庭市	恵庭市ケアラー支援条例	令和6年3月18日公布	令和6年4月1日施行	首長	
25	群馬県安中市	安中市ヤングケアラー支援条例	令和6年3月19日公布	令和6年4月1日施行	首長	
26	熊本県合志市	合志市ヤングケアラー支援条例	令和6年3月19日公布	令和6年4月1日施行	議員	

27	埼玉県蕨市	蕨市ヤングケアラー支援条例	令和 6 年 3月21日公布	令和 6 年 3月21日施行	首長	
28	北海道苫小牧市	苫小牧市ヤングケアラー支援条例	令和 6 年 3月25日公布	令和 6 年 4月1日施行	首長	
29	岐阜県	岐阜県ケアラー支援条例	令和 6 年 3月26日公布	令和 6 年 4月1日施行	議員	
30	神奈川県鎌倉市	鎌倉市ケアラー支援条例	令和 6 年 3月27日公布	令和 6 年 4月1日施行	首長	
31	京都府京都市	京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例	令和 6 年 11月8日公布	令和 6 年 11月11日施行	議員	政令指定都市初の議員提案
32	神奈川県藤沢市	ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例	令和6年12月19日公布	令和 7 年 4月1日施行	議員	マニフェスト大賞議会改革部門優秀賞
33	秋田県	秋田県ケアラー支援条例	令和 7 年 3月14日公布	令和 7 年 4月1日施行	議員	
34	北海道八雲町	八雲町ケアラー支援の推進に関する条例	令和 7 年 9月11日公布	令和 8 年 4月1日施行	議員	
35	千葉県浦安市	浦安市ケアラー支援の推進に関する条例	令和 7 年 9月30日公布	令和 8 年 1月1日施行	首長	
36	神奈川県相模原市	相模原市ケアラー支援条例	令和 8 年 3月25日公布	令和 8 年 4月1日公布	議員	

出典：日本ケアラー連盟

認知症施策に関する条例

(令和8年6月21日更新)

【制定状況】

出典:地方自治研究機構

○ 認知症に関する施策を推進することを目的とする条例として、令和7年9月19日時点で確認できているものは、

愛知県大府市	大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例	平成29年12月26日公布	平成30年4月1日施行
神戸市	神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例	平成30年3月30日公布	平成30年4月1日施行 平成31年4月1日改正施行 令和3年12月9日改正施行 令和6年12月9日改正施行
愛知県設楽町	設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例	平成30年9月25日公布	平成30年9月25日施行 令和3年4月1日改正施行
愛知県	愛知県認知症施策推進条例	平成30年12月21日公布	平成30年12月21日施行 令和3年4月1日改正施行
和歌山県御坊市	御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例	平成31年3月15日公布	平成31年4月1日施行
島根県浜田市	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	令和元年9月30日公布	令和元年9月30日施行
愛知県知多市	知多市認知症施策推進条例	令和2年3月26日公布	令和2年4月1日施行 令和3年7月1日改正施行
名古屋市	名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例	令和2年3月27日公布	令和2年4月1日施行
愛知県東浦町	東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例	令和2年6月26日公布	令和2年6月26日施行 令和3年6月25日改正施行
滋賀県草津市	草津市認知症があっても安心なまちづくり条例	令和2年6月29日公布	令和2年7月1日施行
東京都世田谷区	世田谷区認知症とともに生きる希望条例	令和2年9月30日公布	令和2年10月1日施行
大阪府河内長野市	河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例	令和3年6月22日公布	令和3年7月1日施行

神奈川県大和市	大和市認知症 1 万人時代条例	令和 3 年 9 月 29 日公布	令和 3 年 9 月 29 日施行
大分県臼杵市	臼杵市みんなで取り組む認知症条例	令和 3 年 9 月 30 日公布	令和 3 年 9 月 30 日施行
群馬県渋川市	渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例	令和 3 年 10 月 1 日公布	令和 3 年 10 月 1 日施行
千葉県浦安市	浦安市認知症とともに生きる基本条例	令和 4 年 3 月 23 日公布	令和 4 年 7 月 1 日施行
京都府京丹後市	京丹後市認知症とともに生きるまちづくり条例	令和 4 年 3 月 29 日公布	令和 4 年 3 月 29 日施行
兵庫県明石市	明石市認知症あんしんまちづくり条例	令和 4 年 3 月 30 日公布	令和 4 年 3 月 30 日施行
兵庫県三田市	三田市認知症の人と共に生き支え合うまちづくり条例	令和 4 年 9 月 20 日公布	令和 5 年 1 月 1 日施行
大阪府富田林市	富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例	令和 4 年 9 月 30 日公布	令和 4 年 10 月 1 日施行
岩手県矢巾町	矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例	令和 5 年 2 月 16 日公布	令和 5 年 4 月 1 日施行
静岡県藤枝市	藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例	令和 6 年 3 月 21 日公布	令和 6 年 4 月 1 日施行
埼玉県戸田市	戸田市認知症とともに生きるあたたかいまちづくり条例	令和 6 年 3 月 29 日公布	令和 6 年 4 月 1 日施行
新潟県加茂市	認知症とともに生きる笑顔あふれるまち加茂基本条例	令和 6 年 9 月 30 日公布	令和 6 年 10 月 1 日施行
青森県五所川原市	五所川原市認知症の人とともに生きるまちづくり条例	令和 6 年 12 月 12 日公布	令和 7 年 4 月 1 日施行
滋賀県長浜市	長浜市認知症とともに生きる基本条例	令和 7 年 3 月 6 日公布	令和 7 年 3 月 6 日施行
福島県南相馬市	南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例	令和 7 年 3 月 26 日公布	令和 7 年 3 月 26 日施行
大阪府泉南市	共に歩いていく思いやりのまち泉南市認知症条例	令和 7 年 3 月 31 日公布	令和 7 年 4 月 1 日施行
北海道白老町	白老町認知症と共に生きる希望条例	令和 7 年 9 月 19 日公布	令和 7 年 10 月 1 日施行

である。